

I. 1級電気工事施工管理技術検定 受検資格と提出書類等

1. 学科試験【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等

1級電気工事施工管理技術検定(学科試験)は、下表(■【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等)の区分のイ～ホのいずれかに該当した者が受験できます。受験申請書 **A** 票・実務経験証明書 **B** 票、及び添付書類を提出してください。

2. 実地試験(学科試験免除)【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等

1級電気工事施工管理技術検定(実地試験)は、**技術士試験合格者**で、下表(■【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等)の区分のイ～ホのいずれかに該当した者が受験できます。受験申請書 **A** 票・実務経験証明書 **B** 票及び添付書類を提出してください。

なお、**技術士試験合格者**は、**技術士合格証**または**登録証**の写しの追加提出が必要です。

※注意! 「技術士に合格している」それだけでは、本試験は受験できません。

実地試験からの申込者は、P22～25をご覧ください。

注意事項

- 注1** 指定学科については、P4～5、P29～をご覧ください。
- 注2** 実務経験年数等について
 - ・実務経験年数の計算についてはP8をご覧ください。
 - ・**実務経験年数には、1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要です。**
 - ・詳細は、P6～をご覧ください。同記入例は、P16～をご覧ください。
 - ・**受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。**
 - ・**夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数については、P9をご覧ください。**
 - ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。
- 注3** 表中(注3)印がついている実務経験年数については、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験が2年短縮できます。詳細はP10をご覧ください。
- 注4** 表中(注4)印がついている実務経験年数については、専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験が2年短縮できます。詳細はP10～11をご覧ください。
- 注5** その他
 - ・日本国外の学校を卒業した方は、P12をご覧ください。
 - ・**卒業証明書及び資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。**
 - ・大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
 - ・専門職大学前期課程修了者は短期大学卒業と同等となります。修了証明書(原本)を添付してください。
 - ・中等教育学校(中高一貫教育6年間)卒業者は、高校卒となります。
 - ・高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)
 - ・すでに1級電気工事施工管理技士の資格を取得済みの方は、再度の受験申し込みはできません。

■【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等 (【再受験申込者】は、P12～13をご覧ください。)

区分	学歴または資格		電気工事施工管理に関する実務経験年数 注2 上記実務経験年数には、 1年以上の指導監督的実務経験 を含むことが必要		新規受験申込者の提出書類	
			指定学科 注1	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」		卒業後 3年以上の 実務経験を有する者 1年以上の指導監督的実務経験 を含む	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本)を提出してください。 (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) ・詳細はP13を参照してください。 高度専門士・専門士の場合は、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけでかまいません。 高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください。	受検申請書(A 票) ・記入例P15を参照してください。 実務経験証明書(B 票) ・ すべてをきちんと作成してください。 ・P6～9を確認し、記入例P16～17を参照してください。 B 票が最も重要な書類です。 受検資格の有無は B 票で判断します。
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」		卒業後 5年以上の 実務経験を有する者 1年以上の指導監督的実務経験 を含む	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者		
	高等学校 専門学校の専門課程		卒業後 10年以上の 実務経験を有する者(注3 注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注4)		
	その他(最終学歴を問わず)		15年以上の実務経験を有する者(注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む			
ロ	2級電気工事施工管理技術検定 合格者		合格後5年以上の実務経験を有する者(注3 注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む		2級電気工事施工管理技術検定合格証明書等(写)	
ハ	2級電気工事施工管理技術検定 合格後、実務経験 が5年未満の者	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	イの区分で見て下さい。	卒業後 9年以上の実務経験を有する者 (注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む	卒業証明書(原本)(卒業証書の原本及びその写しは不可) ・14年以上実務経験を有している方は、不要です。 ・詳細はP13を参照してください。 2級電気工事施工管理技術検定合格証明書等(写) ・H30年度合格者は、合格通知書の写しを提出してください。	●住民票(または住民票コード) ・詳細はP13を参照してください。 ●写真(パスポート用証明写真1枚) ・ A 票に貼付してください。 ・詳細はP14を確認し、記入例P15を参照してください。 ●受験料(¥11,800)の振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受験申込者名で個人別に払い込みし、 受検申請書上部の貼付欄にのりつけてください。
		高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 9年以上の 実務経験を有する者(注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む	卒業後 10年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注4)		
		その他 (最終学歴を問わず)	14年以上の実務経験を有する者(注4) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む			
ニ	第一種、第二種または第三種 電気主任技術者免状の交付を受けた者		6年以上の実務経験を有する者(交付後ではなく、通算の実務経験年数です) 1年以上の指導監督的実務経験 を含む		電気主任技術者免状(写)	
ホ	第一種電気工事士免状の交付 を受けた者		実務経験年数は問いません (B 票の作成は不要です)		第一種電気工事士免状(写) 以下の書類は不可 ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	

■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

Ⅰ 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P30【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P30～43【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
卒業証明書（原本）
を添付してください。

Ⅱ 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P44【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
・高等専門学校の卒業証明書（原本）
・専攻科の修了証明書（原本）
の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

Ⅲ 高等学校の専攻科

- ① P45【表4】[高等学校]を確認。
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
高等学校専攻科の修了証明書（原本）
を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。（修了証明書も同様です。）

Ⅳ 専門学校

- ① P45【表3】[各種学校]、P46～49【表5】、P49【表6】を確認。
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。
【表3】と一致すれば大学の指定学科
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】
【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
専門学校の卒業証明書（原本）
を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。
→卒業した学科がP30【表1】の中にあれば指定学科です。
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。
専門士は短期大学の指定学科 }
→卒業した学科がP30【表1】の中に無ければ指定学科以外です。
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・
専門士
ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
・専門学校の卒業証明書（原本）
・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類（※）
の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせる高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください（高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください）。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。
卒業した学科がP30【表1】にあれば高等学校の指定学科
卒業した学科がP30【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③の
どれにも
該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
専門学校の卒業証明書（原本）
を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

Ⅴ I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P45【表3】[その他]、P45～46【表4】[その他]を確認。
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。
【表3】と一致すれば大学の指定学科
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】
に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
・卒業証明書（原本）
を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。